

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平 成 2 5 年 1 1 月 8 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	3
一般質問について	4
発言通告について	4
区議会だよりの発行協力依頼について	4
議会運営の申合せ事項	5
議会運営委員会での議案審査について	6
容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律 の制定を求める意見書	8
アメリカ合衆国の核性能実験に対する要請書について	13
その他	
(1) 消防設備点検について	13
(2) 空調フィルターの清掃について	13

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成25年11月8日(金) 午前10時01分～午前10時51分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事 河津 利恵子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男 市橋 綾子	副議長 渡辺 富士雄
出席理事者		
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議事係長 野澤 雅己 議会法務担当 係長 杉原 正朗 担当書記 上野 和貴	事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係長 本島 健治 議会法務担当 係長付主査 高田 二郎

(午前10時01分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 まず初めに、議会運営委員会理事会の会議記録について、8月23日から10月9日までの4回分について既にメールで送っているが、お送りした内容でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 それでは、承認されたので、本日から公開の扱いとする。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項についての説明を願います。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。第4回定例会の議案だが、資料1に記載のとおり、条例案件が3件、補正予算1件、道路の認定が5件、指定管理者の指定が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、専決処分の報告、承認1件の合計12件である。

なお、会期中に人勧に伴う給与改定等の条例議案が出る予定である。

富本理事 この件については特段よろしいか。詳しくは月曜日の議運で理事者からの説明があるので、よろしく願います。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程についての説明を願う。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。

11月19日午後1時、第4回定例会を開会する。22日を中日とし、この日に議案上程。

11月25日から29日常任委員会。12月2日から12月5日まで特別委員会で1日1委員会で開催。12月6日最終日ということで、本会議、議案上程、議決という形を考えている。

日程案の中で、11月24日は、災害対策特別委員会の視察が予定されている。

富本理事 この件については、よろしく願います。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 では、次に本会議の会議録署名議員についての説明を願う。

議会事務局次長 今回は、4番堀部やすし議員、44番井口かづ子議員にお願いしたい。

富本理事 説明のとおり、ご了承願う。堀部議員には事務局から伝えていただきたい。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問について。

議会事務局次長 一般質問だが、月曜日の議運終了後、11日の午後1時から14日午後5時まで受け付ける。初日午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合はくじ引き、最終日についても同様。11日月曜日の議運で質問予定者を報告いただきたい。

なお、これは毎回のお願いで恐縮だが、質問通告が最終日に集中する傾向があるので、予定している議員は、なるべく早く通告いただきたい。

富本理事 これも毎回どおり。月曜日の1時から14日の午後5時ということでお願いします。あと、人数のほうも確認をお願いします。

非交渉会派については、事務局のほうで取りまとめをお願いします。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について。

議会事務局次長 発言通告だが、これもいつもどおりだが、11月19日本会議初日の発言通告は15日金曜日午後5時まで、22日中日の発言通告は20日の午後5時まで、12月6日最終日の発言通告は4日午後5時までと考えている。

富本理事 これも毎回どおりなので、よろしいかと思う。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。これも毎定例会ごとをお願いしているが、第4回定例会号は1月1日号、お正月号で発行という形になるので、ほかの定例会号より若干短くなっているのですが、ご協力いただきたい。

一般質問原稿の提出だが、いつもどおりの形で、提出期限は11月26日で設定したい。

なお、質問者自身が広報原稿を作成される場合は、12月2日までとする。

資料3は、一般質問が終了後、改めてそれぞれの質問をした方には事務局のほうからお願いする予定なので、よろしくをお願いをする。

富本理事 これは新年号か。

議会事務局次長 新年号、1月1日号となる。

富本理事 これとは別に会派の挨拶もあるのか。

議会事務局次長 それについては、また広報委員会のほうで割付等を確認した上で、個々にお問い合わせをお願いします。

富本理事 了解した。そちらのほうもまた原稿が要請されると思うので、願います。

《議会運営の申合せ事項》

富本理事 続いては、議会運営の申し合わせ事項についてこれまでずっと議論を重ねてきたが、長い間かかっているので、ことしじゅうにできれば、来年の第1回定例会からということになるので、ちょうど節目としてもいいのではないかと思うので、なるべくことしじゅうに1つの形としてまとめたいと考えている。

そういう中で相当話は進んできて、何点か見直すべき最終的な確認事項について大分絞られてきたので、その点について事務局からの説明を願いたい。

議会事務局次長 それでは、申し合わせ事項の問題点だが、資料4をごらんいただきたい。ここに記載のとおり、4点について改めて検討をということだった。

まず、会派の項だが、1人会派のあり方を含め整理をすることとなっていた。それで、旧というところはこれまで提示した文面なので、新のほうをごらんいただきたいが、「一人でも、会派を結成できる。」という文言は削除して、「(5)一人でも会派として認める。その際、諸手続については同様に行うものとする。」という形でいかがか。

次に、2、意見開陳の部分だが、これまで同一会派からの意見ということでいろいろ話が出てきたが、本会議の場合と予決特の場合と2つケースがあるということで、本会議に記載する項、そして予決特に記載する項と、2つに分けて整理をした。

本会議のほうに記載する項は、「議案審査の委員長報告に対する意見について、その委員会に所属する委員と同一会派の議員が意見を述べたい旨の申し出があった場合は、理事会に報告し、議会運営委員会で可否の判断をする。」という形でどうか。

もう1つ、予決特に記載する項だが、申しわけない、ここで私どものほうで誤植があり、(4)の部分で、「予め」という言葉と「(事務局)」というものを削除していただきたい。その上で(1)から読むと、予決特に記載する事項としては、「(1)意見開陳は交渉会派順に行い、その後、ほかに意見はないかを伺う。(2)非交渉会派の意見開陳の希望がある場合は、会派順に行う。(3)意見開陳は、各会派1名が行うものとする。(4)会派で2名の意見開陳を希望する場合は、議長に申し出、理事会で報告し、議会運営委員会で可否の判断をする。」、この形でいかがか。

裏面に進んで、3番は、委員外議員の視察の同行に関することだが、委員外議員の立場を整理して丁寧に記載するよという話だった。新のほうをごらんいただきたい。

(1)として、「旅費を伴わない視察について、委員外議員は委員と同等の立場ではなく、個人の議員活動としての立場で同行できるものとする。」ということで文言を整理

した。これに伴い、①の部分は削除し、「②委員外議員として視察に同行する議員は、委員会と共に行動する。」要するに自己責任は自己責任だが、行動については、委員会と共に行動していただきたいということを明らかにした。これに伴い、③の文言については削除をした。

④、⑤についてはそのまま上に順次繰り上げて、③、④とした。

4番は、土曜議会について、日曜、祝祭日を含めて記載したらどうかという話だったので、この項を、土曜、日曜、祝日を含める「休日議会」という形でタイトルとした上で、「休日における議会の開催は、必要に応じてその都度検討するものとする。」という形で整理をした。

富本理事 今説明があったが、このあたりが残っていた。今説明したとおりが、何かあるか。

くすやま理事 質問ではないが、これはきょうここで確認……

富本理事 最終的には今議会中で結構なので、持ち帰ってもいいが、基本的に1番については、1人会派というものがどうなのかということがあって、認めるということで書いてあるので、これは全て現状やっていることを記載しているだけなので、そんなに問題はないと思う。

くすやま理事 ええ、書いてあることはわかる。でも、一応ちょっと持ち帰りたい。

富本理事 結構である。そういう形でお願いします。特段ほかに、よろしいか。

では、なるべく了解いただく方向で各会派のほうで話をさせていただきたい。

《議会運営委員会での議案審査について》

富本理事 次に、議員提出議案の審査についてだが、これも申し合わせに今度入れたらどうかという部分があるので、あわせて話をする。23年8月から、議会運営の新たなルールに基づいて、委員外議員の発言機会を設ける目的から、議員提出議案も原則議運に付託とすることとして、2年ほどここまで行ってきた。

ただ、議員提出議案については、議会内の条例、規則を改正する内容が多くて、この前の政務活動費のような意見が分かれるもの以外は、ほとんど反対意見もなく、議会運営委員会の議案審査をしても、議員だけがそろって、議運の全員で提出しているので、誰も意見も何もなく、二、三分で終わるといようなことが何度かあったので、これは原則論でやっていると効率性の問題からもどうだということがある。この際運営方法を見直したらどうかということで、先日、事務局にも協力をお願いして、その方法を今日は事務局から願いたい。

議会事務局次長 この話だが、議会運営委員会へも原則付託するという事になっている。これまで、基本的には災害対策特別委員会の後、午後2時から議運で議案審査という形を原則とした上で、議会運営委員会全員の提案の場合で、発言通告がないと確定した段階で、事務局の担当者から議運の委員の皆様にご連絡をし、その際には、議運の議案審査は、最終日の議運で、という形にはいかがか。

具体的には資料5のフロー図をごらんいただきたいが、一番基本になるのが、付託されたら災対後に議運を開き、議案審査というか、原則となる流れになってくるが、議員有志または議運委員の一部で提出した場合については、これまでどおり災対の後、午後2時から議運を開くという形。一方、議員提出議案を議運委員全員で提案して、発言通告がある場合については、同じように災対後、午後2時から議運で議案の審査を行うことを前提とするが、発言通告がないということが確定した場合については、事務局から各委員にご連絡し、最終日の議運で併せて議案審査も行い、最終日の本会議で委員長報告という流れでいかがかと考えたところ。

富本理事 今話があったとおり、一部の提案者がある場合には、当然載っていない人がいるので議運を開くが、規則の改正なんかで全員で提案した場合、こちらの資料2の日程なんかを見て、もし何か議案があって12月2日に議運が2時から予定をされているという場合は、都市環とか文教の日ぐらいまで、2日前までに発言通告をほかの議員に求めて、提出がなかったら、そこで議論はないと予想されるので、そうなれば委員会を開く意味がないので、最終日にまとめて議決をしてやるということになれば効率性が図れるということだが、今の説明で大体理解できたか。どうか。特段問題ないか。

くすやま理事 ないと思う。

富本理事 では、一応この方法で進めていくということで、これも申し合わせ事項の中に組み込むという形でやらせていただきたい。よろしく願いをする。また各会派の説明のほうもよろしく願います。

ただ、とはいうものの、給与とかで、基準日が決まっていて早くやらなければいけない場合もあるので、そういう場合は随時開くということもあるので、これは一番下の米印にあるように「最終日前に議決が必要な場合は、その都度理事会で日程を調整する。」ということをお願いする。物によっては早く決めなければいけないものに関しては、この方法以外ということで早くやらざるを得ない場合もあるので、その辺はご了承いただきたい。

では、議会運営委員会全員の提出議案については、提案説明後、発言通告のない場合は、原則、最終日の議運で審査することとする。発言通告があった場合は、これまでど

おり災害対策特別委員会終了後に議運を開くという対応にしたい。また、議員提出議案が議運委員全員での提出でない場合は、これまでと同じように災対終了後に午後2時からの開催ということにしたい。そのようによろしく願いをする。

《容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書》

富本理事 続いては、前回の理事会でも話があったネットからの意見書の件である。

この件については、前回と同様に、市橋議員に説明員として発言を許可したいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、市橋議員、願います。

市橋議員 前回に引き続きだが、皆に資料も配り、その後、意見をいただき文言を変えた部分がある。公明党とは連絡がとれなかったのもそのままだけにしている。資料6をごらんいただくと、変えた部分。9行目、文章の中に「市民」という言葉があったので、「区民」という言葉を使っている。

富本理事 とりあえずこの文章を読んで、途中でここを変えたとか言ってほしい。

市橋議員 了解した。では、最初から朗読する。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している区民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

富本理事 ここが変わったのか。

市橋議員 はい。「市民」というのが「区民」に直した。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、杉並区議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任のもと、

この「もと」という文言が変わった。以前は「強化」ということだったが、「もと」になった。

リサイクルの社会的コストを低減するため、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る自治体と事業者の役割分担および費用負担を適切に見直すこと。

ここの部分が変わった。以前のものは、「費用について製品価格への内部化」ということが入っていたが、製品価格に乗せるというところが合意できないという方がいたので、そこのところを費用分担ということで、そういう仕組みを、事業者と自治体とが役割分担と費用負担を適切に見直すことという、ちょっとほわっとした言葉になっている。

2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、レジ袋配布について有料化を含む実効性のあるしくみを義務付ける等の制度の導入を図ること。

これ、以前は「有料化などの法制化」ということで、法制化というのはちょっときついというご意見もあった。それで「実効性のあるしくみを義務付ける等の制度の導入」と、ちょっとまだるっこしいが、こうした。

3. 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、全国で学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

というふうに直した。

またここで意見をいただければと思う。

富本理事 あと、資料が裏についているが。

市橋議員 前回のときに「都政新報」の切り抜きを資料としたが、この中身についてどういった意見書になっているのかということで、現物というか実物というか、こういうものを添付した。

富本理事 これは区長会が要望した内容か。

市橋議員 特別区長会である。

富本理事 同様のものを出しているということ。

市橋議員 ちょっとつけ加えると、国立市と日野市が意見書を出すことを決めている。23区では新宿区が決定をした。

富本理事 ただいま説明があり、原則変更ないが、一部、前のものとは変わった新しいものが出たということだが、どうか、何かこの場で。

くすやま理事 私たちとしては、ごみ問題の根本的な解決のためには、自治体の負担を減らして企業に適正な負担を課すために、容り法の改正で製造・使用・販売業者に廃棄の段階まで責任を負わせる拡大生産者責任制度の法制化をすると同時に、我々国民の大量消費とか大量廃棄という生活スタイルも見直していく必要があるという立場なので、そうした立場からいえば、容り法を見直して、発生抑制とか再利用を促進することを国に働きかけるということは重要だと考えている。

この意見書の趣旨はおおむね賛同だが、ただ、2点ほど意見を述べたい。

意見書案の前文の中で、6行目からのところで、「根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。」というふうにされているが、そのとおりの実態だと思うが、ただ、ちょっと表現の仕方として、自治体が税負担をしているためにという何か限定的な言い方なのかなという気がするので、この辺を表現として、例えば、この問題の根本には、現行の容り法において拡大生産者責任の原則とか考え方が不十分なために、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていない、そのために自治体が税負担で容器包装を分別収集していることにあるという、表現を若

干変えたほうが良いような気がする。私たちとしては、拡大生産者責任の現行の容り法における位置づけというか、原則が弱いということがこの前文の中でも入れていただけたらいいと思う。

島田理事 逆説的にしろということか。企業がやらないから、要するに拡大生産者責任がないから自治体がやっている。そういうふうな話にしろということか。

くすやま理事 そういうふうにしたほうが良いということか、私たちはそういうふうを考える。そこが1点。

もう1点は、求める3項目の中の2番目のレジ袋の配布についての有料化の問題だが、前は有料化の法制化ということで、この点についても私どもも意見を述べて、法制化ということが今回直されてきた。なかなか言い回しが苦労されているなどというのはわかるし、我が党としては、レジ袋の使用を削減するということは消費者も努力しなければいけないということでは重要だと思うが、その点について、有料化ということは消費者に痛みを押しつけるということで、それでごみを本当に減らすことができるのか。今、生協とかスーパーでも有料化になって、確かにマイバッグが進んできているということはあると思うが、ただ、ちょっとこの有料化というのは私たちとしては賛同できないので、ここは、レジ袋配布について有料化を含むというのは削除していただきたい。その2点が私たちの意見である。

河津理事 最初に出された案文に対して、私どももちょっとこの点ということで幾つか指摘をして、その部分は修正をかけていただいているのと、それから、なかなか苦労されたという跡がよく見えて、私のほうは問題ないと思う。ただ、今共産党が言った内容というのも理解できなくもないというふうにも感じた。

島田理事 前回よりも、意見書をもし実行できるならば、大分弾力的な配慮がとれるかというところではよくなったと思う。ただ、全員一致しないとなかなか出せないということなので、強いていえば、共産党と意見をすり合わせて、もう1回出していただければと思う。

富本理事 私どもの会派としても話をしたところはある程度直していただいて、苦労の跡が見えると思う。ただ、私どもとしては逆に、共産党が言うように余り事業者責任と言われるとちょっとつらい部分もあるので、そこは、この裏面に付けられた特別区長会の部分も参考にして、役割分担の明確化とか何かそういう形でうまいこと、この根本的な部分、だから自治体だけがしているとか、共産党も言っていたが、その辺も含めて、そういうことで何かうまい知恵を出せば、一定程度まとまるのではないかと感じる。そこは共産党と市橋議員のほうで、2番については、これもいい意見があるみたいなので、

そういう形で再度詰めてやってはどうかと思うが、いかがか。

市橋議員 了解した。共産党の案は私きのういただいでいて、文章を流して見てみたところ、大きく内容が変わるものではないので、それでも構わないと思っている。ただ、今意見があったようなので、共産党が先ほど提示された文章だと、ほかの方たちはちょっときついのか。

富本理事 特別区長会もこれぐらいのことを書いているが、一応うちの立場としては余り事業者責任と言われるとつらいというのがあるので、その辺はうまいことやっていただきたい。それを全然書いてはいけないということではないので。余りそこを強調して書かれるとつらくなると思うので、よろしくお願ひしたい。この区長会の文章もうまいこと参考にしてやっていただきたいと思う。

市橋議員 はい。問題は2番だが、共産党が言ったレジ袋配布について有料化を含むというのがちょっときつい、できればとるという話だったが、例えばここを、無料配布をなくすなど、と言ったら、ひっくり返ったら有料化……

くすやま理事 この場で私はちょっと即答できないが……

河津理事 マイバッグ持参を積極的に推進とか。

くすやま理事 さらなる推進とかということで……

富本理事 有料化につながらないためにもとか。

くすやま理事 ちょっと工夫して。

富本理事 では、工夫して再度、ほぼ固まりつつあるので、市橋議員もここまで頑張ってきたので、最後ひと踏ん張りして頑張っていたいただければ思うので、よろしくお願ひする。

市橋議員 了解した。

富本理事 それでは、この問題については再提案をお願ひするという事になった。

それと、今後のこともあるが、意見書について、理事会で全会一致の場合に提出をしている。これは基本的に交渉会派から提案して、理事会を通じて議運全員が提案者として出たわけだが、もし今回まとまれば、非交渉会派からの提案で理事会で全会一致となって提案する。そうすると、もし誰かから質問があったら、提案者代表で私が答弁しなければいけないとかということになると、わからない部分もある。提案者がこの中にいれば、提案者の中に名前が連なっているので、例えば共産党が出したいものが通って、共産党が答弁したり説明することはできるが、今回の場合はそういうならないので、これも申し合わせの中に入れていくべきなのかと思うが、非交渉会派からの提案で理事会で全会一致となった場合の提出についてはどういうふうにするか。議運委員とプラス提案者の提出としてやっていくというような形にする。提案者代表として説明は議運の委

員長がやったとしても、質問があったら、出した張本人というか、出したもとの方が答えるとか、そういうふうにもしていけないといけないのかとも思うが、その辺どうか。提案者としての名前を載せる、載せないということもある。今までだと、これでもし通ってしまっても、ここにいるメンバー、要するに4会派の議運の委員の名前が出る。

島田理事 説明員の都合で、今回の場合、もしこれを出すことになった場合には、市橋議員の名前を入れる。そのときに、理事会がいいのか議運がいいのかはちょっと考えないといけないところかとは思う。

富本理事 今までは議運の委員全員でやるのが慣例になっている。こういうことが出ると、こういう問題が出てくるということがある。

では、それも再度、事務局で調べてみていただきたい。大体皆さんそういう形になることは何となく理解できるようなので、あとはどういう決めにするか。これは前、小川議員が理事のときも話もあった。例えば提案者代表も議運の委員長がやっているが、出した会派の、例えばこの前地方税法のときは僕が出したが、委員長がやらなくても、出したほかの会派の人が提案者で説明をしたほうが良いというような案もあったので、それも交渉会派と非交渉会派でどう分けるかということもあり得るし、その辺も含めてちょっと事務局のほうで調べていただきたい。おおむね、今回のような形で非交渉会派の方から提案があった場合に、その方を提案者とするについては皆さんそんなに抵抗がないみたいなので、それも含めて、お願いをする。

《アメリカ合衆国の核性能実験に対する要請書について》

富本理事 では、次、アメリカ合衆国の核性能実験に対する要請書についてだが、またアメリカ合衆国が7月から9月の間に核性能実験を行ったという報道があった。区議会では、ご承知のとおり、全ての核実験に対して抗議をしており、内容については理事の皆様には既にメールでお送りして確認いただいているところだが、11月5日付で在日米国大使館へ送付しているので、ご了承いただきたい。

《その他》

- (1) 消防設備点検について
- (2) 空調フィルターの清掃について

富本理事 それでは次にその他だが、消防設備の点検について、空調フィルターの清掃について説明願う。

議会事務局次長 資料7は日程等の案内である。消防設備等の点検は、11月20日から24日。

中でも、休日に当たる23日、24日については、非常ベル、放送の点検のために音が出るので、その点ご了承ください。

空調フィルターの清掃は、11月20日から22日、これは本会議の開催時間中になるが、フィルター清掃で控室に入ることがあるという話なので、連絡をする。

富本理事 そうということなので、よろしく願いをする。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

島田理事 席上配布した「軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書」ということで、これは1回、2定で出したが、その後、厚生労働省のほうで労災認定基準、これを労働基準監督署でやるのではなく、厚生労働省で判断するという方針が示されて、少し前進をしたということで、この意見書をもう一度出したいと思い、きょうお諮りしたいと思う。

軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(MTBI)は、交通事故や転落・転倒事故、スポーツ外傷、暴力、乳幼児のゆさぶりなどにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

症状は、高次機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、突然の意識障害等多岐にわたる。

2007年の世界保健機構(WHO)の報告によれば、年間約1000万人の患者が発生していると推測されており、2020年には世界の疾病負荷の第3位になると予測され、その対策が急務であると警告されている。この報告から、日本の累計患者数は過去20年間だけでも数十万人に上ると考えられるが、日本ではMTBIの認知度が低く、診断基準もないため、本人、家族はもとより職場や学校などの周囲において病気を理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多い。また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならず、働けない場合には経済的に窮状に陥ってしまう。

しかし、包括的な神経学的検査や神経各科の裏付け検査をすれば、時間が経過していても外傷性脳損傷と診断することができる。また、通学路での事故やスポーツ外傷等が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性は高いと考える。よって、杉並区議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 WHOのMTBIに関する定義・勧告の反映を図り、また厚労省の研究結果を踏まえ診断基準を早急に策定すること。
- 2 軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 3 労災障害等級認定基準の改正にあたっては不正を防止するため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 4 文部科学省を通じ、「軽度外傷性脳損傷」について教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年11月 日

杉並区議会議長 大泉 時男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

富本理事 以上だが、こちらに関しては、今、島田理事のほうからも説明があったように、前回2定のときにほぼ似たような内容が出されていたが、どうか。

島田理事 1定で提出したところもいっぱいあるが、1定、2定、3定通じて、23区ではあと目黒区と杉並区だけが未提出となっている。

富本理事 出してないのが。

島田理事 はい。あと21区は意見書提出済み。

富本理事 何か質問等あるか。私どもの会派としては特段異論なく、賛成をしたい。

河津理事 私も問題ない。

くすやま理事 賛成できると思うが、持ち帰らせていただきたい。

富本理事 持ち帰り、日程的には大丈夫なのか。——では、そういう形で一応持ち帰りということで、基本、皆さんご了解いただいているという方向で行きたい。

先ほどの話でいえば、こういう場合、島田理事が提案したほうが良いというような意

見が昔小川理事のほうから出たことがあるので、それも含めて今後協議をしていきたい。
では、ほかには何かあるか。

議会事務局次長 私のほうからちょっと事務連絡が2点ある。

まず、政務活動費について、10月18日を期限として、4月分から9月分の書類の提出をお願いしているが、まだ多数の方から提出がない。至急提出いただき、事務局のほうで十分なチェックをしたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

また、これも再度の話になるが、収支報告書、出納簿などの様式については、今年度から新しいデータになっているので、電子データの新しいほうの書式を使うようお願ひする。

また、既に個別に連絡をしているが、一応今の段階で、11月22日の本会議終了後に政務活動費調査検討委員会、ことしの第1回目になるが、監査からいろいろ検討要望が出ているので、あわせてそこで意見あるいは調整をしていきたい。

もう1つ、これは情報の提供だが、11月19日、議会の初日、東吾妻町の議員14名が視察に来る。あわせて東吾妻町の町長、教育長が同行ということで、具体的には杉並区の防災センターの視察、それとあと本会議の傍聴との申し出をいただいた。時間としては、日帰り、10時に到着、午前中は防災センター、午後は議会を傍聴、3時に区役所を後にして東吾妻のほうに帰るという日程である。

富本理事 以上2点。政務活動費のことについて、これは期限の話。

あと、東吾妻から視察に来ることなので、よろしくお願ひする。

ほかには何かあるか。よろしいか。——それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時51分 閉会)